伊達市「来て　だて」住宅取得支援事業補助金の手続き概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **項目** | **実施主体** | **内容及び必要書類等** |
| １ | 「事前相談」 | 申請者伊達市 | 申請者が「「来て　だて」住宅取得支援事業事前相談票」を市へ提出してください。【添付書類】* 居住部分の床面積が確認できる図面（平面図等）
* 売買契約書又は工事請負契約書の写し及び重要事項説明書
* その他書類（中古住宅の場合は、名寄せ帳の写しなど建築年月日のわかる書類）
 |
| ２ |  | 伊達市福島県 | 市補助金に県補助金を上乗せするため、市から県へ県補助金の交付を要望します。**市予算・県予算とも、予算の範囲を超えた申込みがあった場合は、申請を締め切ります**。県予算が終了した場合や県補助金の交付要件を満たさない場合、２の事務はありません。 |
| ３ | 「交付申請」 | 　申請者伊達市 | 県予算仮配分後に、市から申請者にご連絡します。市からの連絡後、申請者が「「来て　だて」住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第１号）」を市へ提出してください。★は市区町村役所で証明書としてお取りいただくため、手数料がかかります。住民票及び住民票除票は、世帯主名及び続柄が記載されているものを取得してください。【添付書類】* 誓約書兼同意書（様式第２号）
* 同一世帯員全員の住民票★
* 申請者が市外に継続して１年以上居住していたことを証明できる住民票除票★
* 同一世帯員全員の「市税等に未納がない証明書（完納証明書）」★
* 案内図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類
* 居住部分の床面積が確認できる図面（平面図等）
* 売買契約書又は工事請負契約書の写し※土地取得費、外構工事等に要する経費、併用住宅における住宅部分以外に係る経費は補助対象外
* 母子健康手帳の写し※妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合で、加算を申請する場合に限る
* 婚姻後の戸籍謄本等又は伊達市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書若しくは宣誓証明カードの写し　※加算を申請する場合に限る
* 設計業務委託契約書の写し　※加算を申請する場合に限る
* その他市長が必要と認める書類
 |
|  | **項目** | **実施主体** | **内容及び必要書類等** |
| ４ | 「交付決定」 | 伊達市申請者 | 市が申請者へ「来て　だて」住宅取得支援事業補助金交付通知書（様式第３号）を送付します |
| ５ | 「実績報告」 | 申請者伊達市 | 申請者が「来て　だて」住宅取得支援事業補助金実績報告書（様式第４号）を市へ提出してください。【添付書類】* 移住後の同一世帯員全員の住民票（世帯主名・続柄記載のもの）
* 補助対象住宅の登記事項証明書
* 耐震診断を受けたことが確認できる書類

※昭和56年５月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る* 補助対象住宅の写真※住宅内部（玄関・居室・便所・台所）及び外観
* 取得に要した費用に係る書類（領収書の写しや清算書等）
* 建築基準法等関係法令に適合していることが確認できる書類（検査済証写しや確認済証写し等の書類）
* その他市長が必要と認める書類
 |
| ６ |  |  | 申請者の実績報告書をもとに、検査を行います。※必要に応じて現地調査等を行います。 |
| ７ | 補助金請求 | 申請者伊達市 | 申請者が市へ「来て　だて」住宅取得支援補助金交付請求書（様式第５号）を提出してください。 |
| ８ | 補助金支払い | 伊達市申請者 | 市が申請者に補助金を交付します。（指定口座へ振込み）※請求書収受から入金までに２週間程度かかります。 |